

障がいに関する理解等についての職員アンケート

本アンケートは、障害者差別解消法が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることから、上田市職員の障がい(障がい者)に対する理解について調査し、調査結果を踏まえて職員対応要領(対応マニュアル)を作成するために行うものです。

日頃、感じていることや苦慮していることを遠慮なくご記入ください。

また、本年度、秋には職員を対象に、障がいを理解するための研修会も行う予定です。

【あなたの属性についてお尋ねします】

問 あなたの所属する部局についてお答えください。

(地域自治センターは本庁の主な担当部局により回答してください。)

政策企画部 総務部 財政部 市民参加協働部 生活環境部 福祉部
健康こども未来部 商工観光部 農林部 都市建設部 消防部
上下水道局 教育委員会 その他

問 あなたの役職についてお答えください。

課長級以上 課長補佐・係長 主査 主任 主事

問 あなたの職種についてお答えください。

事務職 技術職 技能・労務職 消防職 医療職 保育士

問 あなたの年齢についてお答えください。

29 歳以下 30～39 歳 40～49 歳 50 歳以上

問 あなたの性別についてお答えください。

男性 女性

【『障がい』についてお尋ねします】

問 次の障がいについて、知っているものはどれですか。(いくつでも)

A	B	C	障がい種別	具体的な障がい種別
			身体障がい	視覚、聴覚・平衡機能、音声機能・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由
			知的障がい	知的機能に制約があり、適応行動に制約を伴う障がい
			精神障がい	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症等の精神疾患
			発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の脳機能の障がい
			内部障がい	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障がい

A：障がい種別の名称だけは知っている。 B：具体的な障がい種別の名称も知っている。 C:具体的に内容についても理解している。

問 これまでに障がいのある方を対応（関わった）したことがありますか。（いくつでも）

視覚障がいのある方	視覚障がいのある方の中には、全く見えない方と見えづらい方がいます。
聴覚・言語障がいのある方	聴覚障がいのある方の中には、全く聞こえない方と聞こえにくい方がいます。
肢体不自由のある方	肢体不自由のある方の中には、上肢や下肢に切断や機能障がいのある方、座ったりする姿勢保持が困難な方、脳性マヒの方などがいます。
内部障がいのある方	内部障がいのある方は、外見からわかりにくい、疲れやすい、携帯電話の影響が懸念される方、タバコの煙が苦しい方、トイレに不自由されている方がいます。
知的障がいのある方	知的障がいのある方は、発達時期において脳に何らかの障がいが生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのある方です。
発達障がいのある方	発達障がいは、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害等の脳機能の障がいであり、通常低年齢において症状が発言するものです。自閉症には、知的障がいを伴うものと伴わない場合があります。
精神障がいのある方	精神障がいのある方は、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症等の精神疾患により日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方です。
関わりがない	

問 対応があった（関わりがあった）方で困ったことがありますか。

ある ない

問 ある場合はどんなことですか。（自由筆記）

いつ、どの様な場面で、どんな方（障がいの方）と、何を、どの様なことで困った。

問 日常生活や業務の中で障がい者への配慮の欠如や差別・偏見を感じることはありますか。

ある ない

問 ある場合はどんなことですか。(自由筆記)

いつ、どの様な場面で、どんな方(障がいの方)と、何を、どの様なことを感じた。

問 平成28年4月に施行される障害者差別解消法により、あらゆる場面で障がい者に対する合理的な配慮の提供が求められます。そこで、職場や窓口等でどんなことを実施していけばよいと思いますか。(自由筆記)

- * 合理的配慮：障がいのある方が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。
例：筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校や公共施設等のバリアフリー化など。
- * 社会的障壁：障がいのある方が社会生活を営む上で妨げとなる社会的な制度や慣行など。

質問は以上です。
ご協力ありがとうございました。